

HELPER NETWORK

ヘルパー ネットワーク

2009 No.62

- P.2 支えるケアを考える
- P.7 新型インフルエンザの発生と
社会福祉施設等での対応について
- P.13 全国ヘルパー協の動き
- P.14 訪問介護サービスQ&A



利用者の命と生活を守りながら地域で安心して生活できるよう支えるホームヘルパーは、やりがいと誇りある仕事です。魅力ある仕事として評価される力にも暖かい心と笑顔で生き生きと輝いていたいと思います。また、職能団体としても今回の改正が現場にどの程度反映されているか検証する必要がありまます。今後も引き続き、利用者の声・ヘルパーの現状を国に訴えていきましょう。

今回の改正により、専門職としての意識と質がより求められてくれる事でしょう。私たち一人一人が力をつけていかなければなりません。研修等を通し自己研鑽する事は、ヘルパーの質を上げるばかりでなく利用者の生活の質にも大きく影響をすると考えます。

介護保険制度がスタートして、初めてプラスの介護報酬改定が四月から実施されました。3%アップがどの程度現場に反映されるのか、待遇改善・社会的評価に繋がっていくのか期待されるところです。

全国ホームヘルパー協議会 前監事
定森 三智子

卷頭言

支えるケアを考える —若年性認知症の夫を支える妻へのサポートを通して—

野口典子 中京大学 現代社会学部 教授

【Sさんご夫婦のこと】

ここに紹介するSさんご夫婦は、N H K がかつて若年性認知症について報道した番組で登場された方々です。会社員であったSさんは、40代後半に、仕事に支障をきたすような認知障害を発症しました。40代ということもあり、仕事に追われる毎日で、物忘れや憂鬱な気分、落ち込みは過労が原因であるうというぐらいにしか考えていませんでした。物忘れが気になりだしてからほぼ4年後に、ようやく病院を受診し、若年性アルツハイマーと診断されました。診断された時のショックは、耐えがたいものだったのではないか。その後、10数年が経過してますが、現在の

ところ食事や身の回りのこととは、妻のKさんがついて指示すれば辛うじて自分でできるという状態が続いていました。しかし、直前の記憶の定着力が低下しており、家の掃除をしていても掃除機をかけた場所がどこだつたか、Kさんが

では得意の習字を楽しみにしています。しかし、最近ではその習字もうまくいく時とそうでない時があり、病気の進行が気にかかるようになつてきています。

認知症ケア

現在、認知症の方は推計で170万人といわれています。昨今では、Sさんのように40代で発症するという若年性のアルツハイマーの存在も増えてきています。アルツハイマー病患者の知力低下の進行を遅らせるといわれている薬の開発はめまぐるしいものがありますが、残念ながら、治療によって知力低下を完全に防ぐといふことは困難な状況にあります。アルツハイマー病であるとわかつてもその治療には限界があるということになります。

(図1参照)。認知症は徐々に進行するということが特徴で、介護生活は長期に渡ります。

Sさんの場合も、実は専門的診断にたどり着くまでに4年も年月が経過してしまっていません。なぜ、そのように時間が経つてしまつたのかというところに、初期段階のポイントがあります。Sさんも、妻のKさんも認知症という病

氣の存在は、おそらく知つておられたと思いま
す。しかし、「まさか自分が」あるいは「夫が」
ということを繰り返していたのではないでしょ
うか。

若年性アルツハイマーについてその存在を印
象付けたのが、荻原浩の『明日の記憶』です。
その中で、主人公は、「この頃は本を読むのも



図1 国の認知症対策の考え方

【家族間介護の関係】

に進歩しました。しかしながら、依然として治らない、怖い病気であるというとらえ方が一般的であり、自立性を失うということが強調されるあまり、「迷惑をかける」病であるというよううに考えられてしまっています。そのことは、「認知症ではない」という否定が先行し、病気の早期発見を鈍らせてしまいます。家族も同様です。ましてや配偶者間では、よりそうした傾向が強くなりがちです。Sさんも仕事上の疲労で、休めば治ると考えていました。その結果、治療へのスタートが遅れてしまつたのです。

Sさんは、国が示す段階では中期段階にあるかと思います。Kさんの日常的な手助けがなければ身の回りのことはできない状態です。Sさんご夫婦のように、ご夫婦のどちらかが介護が必要となると、わが国では、ほとんどの場合、もう片方の方が「介護者」になります。これはSさんの場合だけではなく、ほとんどがそうなります。いわゆる「配偶者介護」という実態です。しかも、それはしばしば「老老介護」とい

門のデイサービスで、週2回通つており、そこ

も大きかつたのです。Kさんは日々の思いを日記に綴つけています。そこには、夫に対する様々な思いが述べられており、時にはこれから不安やあるいは夫のちょっとした回復に対する喜びなど日頃口には出せないKさん自身の悲喜こもごもが綴られています。

Kさんは現在、月に1回程度アルツハイマー専門の病院に通院し、定期的に治療を受けています。通院の際は、Kさんが常に同行します。病院での診察の結果は、Kさんにとっても日常生活の過ごし方について考えるうえで重要なものです。Sさんは発症から10数年が経過しております。この間のSさんの介護は、Kさんが全般的に担つてきました。Kさんにとって、中年期になつて夫がアルツハイマー病になつたことは思ひもかけないことで、そのショックはとて

Kさんの日記の中に「こんなはずではなかつた」というような意味の文面があります。介護者にとって、確かに高齢社会である以上、高齢期にあるだれかをだれかが介護しなければならないということはある程度覚悟しています。しかし、なぜ自分が、なぜこんなにもという思いに駆られることはだれもが経験することなのです。それが、夫である場合、逃れられないとう思いと同時に、なぜという思いが錯綜し、しかもそれをだれにぶつけることもできず抱え込まざるを得ないのでです。

Sさんが通っているデイサービスが主となつて、「認知症当事者が語る会」が催されました。

【ホームヘルパーの第三者性】

【ホームヘルパーの第三者性】

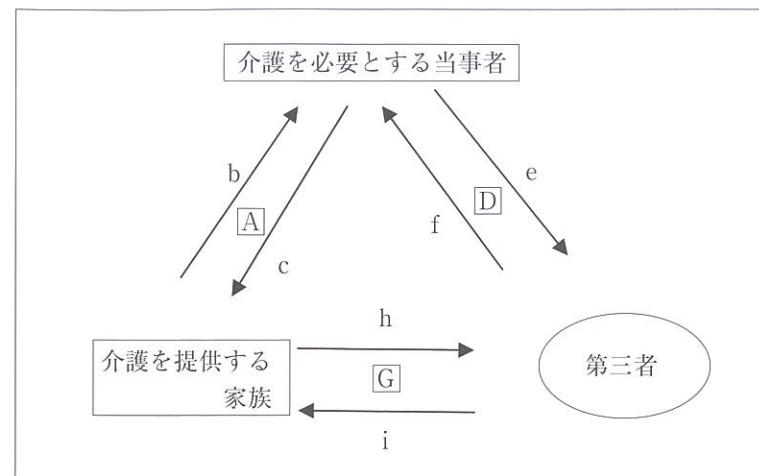
ておくことはできません。とすると、そうした現場には、介護者が存在し、家族による介護関係が存在する中に、ホームヘルパーは入っていくことになります。つまり、当事者本人と介護者という関係を中心に置き、ホームヘルパーとの関係を生活の場の中に内包した状態を中心としたネットワークが必要になるということです。

図3のように、ホームヘルパーの立場というのは、他の社会サービスとは異なり、当事者と介護者の介護関係の中に存在しているということです。そのことは、当事者と介護者との関係で発生しているAという行為の中にいるということです。そのAを踏まえてDというサービス行為があるということです。そこで、あえてこ

【ホームヘルパーの第三者性】

ておくことはできません。とすると、そうした現場には、介護者が存在し、家族による介護関係が存在する中に、ホームヘルパーは入っていくことになります。つまり、当事者本人と介護者という関係を中心に置き、ホームヘルパーとの関係を生活の場の中に内包した状態を中心としたネットワークが必要になるということです。

図3のように、ホームヘルパーの立場というのは、他の社会サービスとは異なり、当事者と介護者の介護関係の中に存在しているということです。そのことは、当事者と介護者との関係で発生しているAという行為の中にいるということです。そのAを踏まえてDというサービス行為があるということです。そこで、あえてこ



义

そこで、この力関係を和らげるために、介護関係には第三者が不可欠となるということを示しています。第三者が存在することにより、家庭における介護関係が多様になります。第三者と当事者、第三者と介護者という関係が新たに登場します。つまり介護問題が生じたことによって新たに形成されたDとGという介護関係です。このそれぞれには伝達機能が備わっているのです。当事者から第三者を通して介護者へ

【第三者がクツショーンそして鍵になる】

の高齢化（85歳以上が38%）に伴って、介護者の高齢化（「老老介護」は配偶者だけではなく、子世代の介護者も高齢化）、介護期間の長期化（5年以上が2割強）、介護者および家族の孤立化が深刻化しているということです。

Kさんも夫の状態により一喜一憂する動揺を日記にぶつけています。

こうした配偶者間の介護は、一対一という抜き差しならない状況のなかで展開されるということなのです。これに似た状態がいま、息子や娘による老親介護という状態のなかにも起こっています。

うした中高年の配偶者一人に委ねられるということです。

一ということが問題となっています。それと同様に、介護では配偶者や息子・娘との間での一対一という関係が長期間続き、介護者は先の見えない状態の中で拘束感に苦しめられるのです。

図2は、家庭の中で「介護」を必要とする当事者が存在することになつて生まれる関係図です。介護を必要とする家族が現れることによって、日本の家族は、その中のだれかを介護を提供する介護者という存在として位置づけます。しかも多くの場合、一人の専任者ということになります。すると、そこにはAという関係（介護関係）が生じることになります。ところでこ

に介護者から第三者を通して当事者へ（h→第三者↓f）というものです。へたをすると第三者を介することにより歪曲化するとも考えられるのですが、実は介護における関係では、このクッショング大事だということなのです。家族という極めて閉鎖的な、密室の関係性の中で、日日絶え間なく展開される介護において、その過程を「客観化」することは極めて困難です。しかも配偶者間、実親子間という親密な関係においては客観的にというのはより困難です。

それはお互いが生活を共有することにより他者でありながら、もはや他者ではなくなつてい

はじめに

本年4月、米国での発生が確認された「新型インフルエンザA」(H1N1)は、6月22日現在、発生国99か国、感染者5万2、160人、死者は231人にのぼり、現在も南半球を中心におよそ200人の感染者が増加傾向にあります。この間、6月12日には世界保健機関(WHO)がフェーズ分類を「6」とし、世界的なまん延状況にあることを宣言するとともに、新型インフルエンザワクチンの生産・供給等に関する国際的な取り組みがあわせて進められてきました。

日本国内では5月16日に国内最初の患者が確認されて以来、7月24日までに全47都道府県で計4986人の患者が確認されています。政府は、新型インフルエンザ対策本部(本部長・内閣総理大臣)を設置、厚生労働省をはじめとする関係省庁による対応がこれまでに進められてきました。

現在、動向を引き続き注視していく必要がある

るもの、多くの感染者が発生した自治体でも「安心宣言」が出される等、今後、秋冬に想定される流行に備えた体制整備が図られる段階となっています。

本特集では、今回の新型インフルエンザの発生に伴う社会福祉施設等での対応や今後の取り組み方策等について、厚生労働省・自治体の公表資料を素材として整理します。

1. 日本における新型インフルエンザ対策について

平成17(2005)年、タイ、ベトナム、インドネシアなどの東南アジアの国々を中心に、通常では人に感染することがない鳥インフルエンザに感染し、死亡する例が多発してきました。その時点では、人から人への感染は確認されていなかったものの、将来的にそのインフルエンザウイルスが変異して人から人へと感染するいわゆる新型インフルエンザが出現した場合に世

界的大流行の可能性が懸念されました。

新型インフルエンザの発生と社会福祉施設等での対応について～今後の取り組みに備えて～

全国社会福祉協議会 地域福祉部

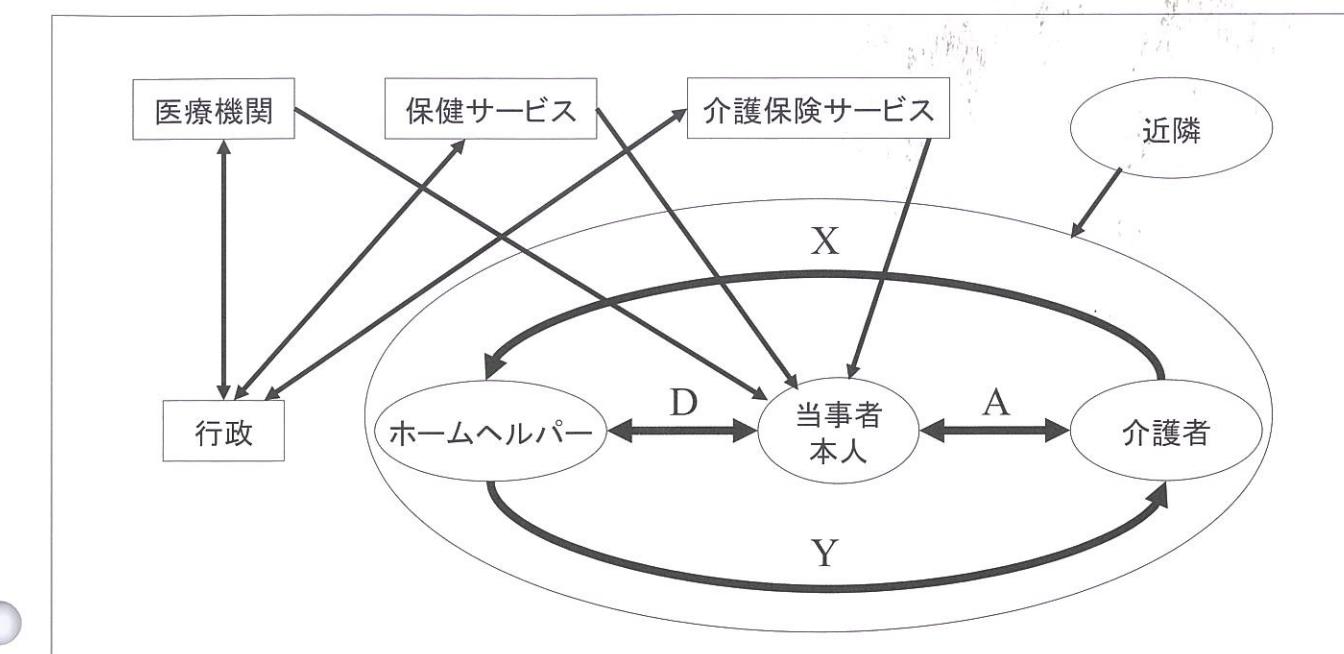


図3

の三者は対等な関係でなければならぬということを強調しておきたいと思います。対等な関係が形成されるために、ホームヘルパーは家族の中に居ながらに「第三者」としての立場が求められるのです。Aという当事者と介護者との関係においてはアセスメントをしながら、Dというサービスを展開するということです。しかも、先に示した図2のbvcという関係を十分整理しながらDを実行していくということです。そして、Xとして投げかけられた介護者からのメッセージを受け止め、Yというアドバイスを送ることが求められるという立場にいるということです。こうした循環が当事者と介護者の介護関係を良好に、継続させていくことになるのです。介護の代替に限らず、介護の質を高めていくこそホームヘルパーの担うべき役割なのです。

の休暇取得に対する事業主の協力を商工会議所連合会等の関係団体宛に要請するなどが行われました。

このうち、ii) 社会活動制限措置については、5月16日に県内初めての患者が確認されたことを受けて「緊急事態宣言」が出され、同日から22日までの間、講じられることとなりました。

② 県の対応状況

今回の発生に際し、i) 感染者（疑い者を含む）等への対応、ii) 社会活動制限措置、iii) 風評被害対策、iv) 情報の提供・周知、といった対応が図られました。

5月16日に最初の発生を確認してから3日間でピークを迎える、以降、減少していることから沈静化に向かっているものと推測されました。なお、6月3日には「ひょうご安心宣言」が発出されています。

iii) 発生状況の推移

5月16日に最初の発生を確認してから3日間でピークを迎える、以降、減少していることから沈静化に向かっているものと推測されました。なお、6月3日には「ひょうご安心宣言」が発出されています。

名 称	時 期	主な内容・改正点等
新型インフルエンザ対策行動計画	平成17年10月策定 (平成21年2月改定)	<ul style="list-style-type: none"> ○目的的明確化 <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の抑制、健康被害の最小化 ・社会・経済を破綻させない ○新たな段階の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・従来のWHOによるフェーズに代えて、日本における対策の転換点の時期を示す5段階を新たに設定。
高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き	平成18年3月	<ul style="list-style-type: none"> ○「行動計画」を踏まえ、高齢者介護施設における対策をまとめたもの。
新型インフルエンザ対策ガイドライン	平成21年2月策定	<ul style="list-style-type: none"> ○各種対策について、取り組みの内容や方法、国、自治体、企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示し、国民各層での取り組みを促すための指針。 <ul style="list-style-type: none"> ・水際対策 ・検疫体制の整備 ・国内での感染拡大防止対策など
「基本的対処方針」	平成21年4月策定 (同5月22日最終改定)	<ul style="list-style-type: none"> ○「行動計画」をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応。 ○患者や濃厚接触者が活動した地域等において、地域や職場における感染拡大を防止するための措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育施設等の臨時休業の要請についての運用指針は厚生労働大臣が別途定める。
「確認事項」	平成21年5月16日決定	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育施設等については、児童・生徒等を通じて感染源となりやすいことから、場合によっては臨時休業を要請する。
医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針	平成21年5月22日策定 (同6月19日改定)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校・保育施設等で患者が発生した場合、児童・生徒等を感染から守るために都道府県等は、当該学校・保育施設等の設置者等に対し必要に応じ臨時休業を要請する。
「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について」【更新】	平成21年6月19日発出 (事務連絡)	<ul style="list-style-type: none"> ○上記「運用指針」の改定を踏まえて更新。

※今般の一連の対応の中で、適宜策定・改定された方針等を含みます。

① 発生状況について

i) 地域的な偏在

兵庫県内における発生状況は、6月14日現在で205人となっており、そのうち、

神戸市が119人（58.0%）を占め、以下、尼崎市の20人、宝塚市の9人、西宮市と朝来市の8人となっていることから、地域的な偏在がみられるとしています。また、社会活動制限措置を講じたことによる効果として地域的な感染の広がりが抑制できたものと推測されています。

ii) 高校生を中心とした発生

感染者の約69.8%が高校生であり、行動調査などから高校のクラブ活動等を中心に行われています。

社会活動制限措置を講じたことによる効果として地域的な感染の広がりが抑制できたものと推測されています。

むを得ない場合は、利用者の健康チェックを行つたうえでショートステイの受け入れによる対応が行われました。

① 休業状況

① 休業状況

- ・休業事業所数 1か所の90%
- そのうち134か所は一部開所して子どもを受け入れた。

県が休業を要請した市町は12市町であつたが、実際は35市町が休業措置をとった。

② 休業に伴う代替措置等

- ・各保育所において、保護者からの電話による育児・健康相談を実施
- ・必要に応じて「カンガルーネット」（会員制の病児・病後児預かりを行う相互扶助組織）等関係機関と連携し、保育士等による適切な対応を実施
- ・保護者の休暇取得に対する事業主の協力について、兵庫県商工会議所連合会等関係団体あて要請
- ③ 保育支援連絡会の設置

新型インフルエンザの発生とともにう社会活動制限時における保育の支援方策の課題の整理、分析を行う。

また、高齢者等の通所施設にあっては、休業事業所数が2000事業所を超えた。その間、ヘルパー等訪問サービスを活用して在宅において必要な援助を実施するとともに、利用者の同居家族が一定期間不在となるケース等、や

これらの対応については、現在、前出の「検証委員会」において精査し、今後の対策に資することとされています。その中では、とくに今回の対応のなかでも関係者の間からさまざま意見が示されるところとなつた保育所や高齢者等通所事業所の休業のあり方等についての検証も行われます。

期をはじめとする社会活動の制限、風評被害対策などの施策が図られました。その詳細は、全社協が発行する『ふれあいケア』10月号において、特集として取り上げることとなっていますので、そちらをご参照いただければ幸いです。

現在、兵庫県では、今回の新型インフルエンザへの対応状況を検証するとともに、今後の新型インフルエンザ対策の充実強化を図ることを目的として「新型インフルエンザ対策検証委員会」が開催されています。本委員会での検証項目につきましては後述しますが、まずは、第1回検証委員会に提出された資料「新型インフルエンザ対策の概要」によって、実際、兵庫県ではどのような対応がとられたのか、以下に整理します。

また、高齢者等の通所施設にあっては、休業事業所数が2000事業所を超えた。その間、ヘルパー等訪問サービスを活用して在宅において必要な援助を実施するとともに、利用者の同居家族が一定期間不在となるケース等、や

新型インフルエンザ対策 検証項目（第1回検証委員会資料抜粋）

- 1 医療提供体制及び接触者対応のあり方
- 2 患者情報の伝達、共有のあり方
- 3 社会活動の制限と県民生活維持対策の

- 1 創立30周年に向けた事業検討
- 2 ホームヘルプサービスの質の向上を図るための調査・提言活動
- (1) 自立を支援するホームヘルプサービスの推進
- (2) 介護報酬改定への対応と、次期制度改正へ向けた対応
- 3 ホームヘルパーの資質向上を図る研修の実施等

平成21年5月11日、全国ホームヘルパー協議会第1回協議員総会を開催し、平成20年度事業・決算報告の承認、平成21年度事業計画、予算について協議・決定し、また、平成21・22年度を任期とする新役員の選出を行いました。なお、詳細についてはホームページにも掲載しています。

(<http://www3shakyo.or.jp/hhk/index.htm>)

平成21年度全国ホームヘルパー協議会事業計画（概要）

- (1) 職場内研修ツールの普及
※全国ホームヘルパー協議会HPに掲載中
- (2) 「全国ホームヘルパー協議会協議員セミナー」の開催（別掲）
- (3) 「スキルアップ講座」の開催
- (4) 全国ホームヘルパー協議会協議員セミナーの開催（協議員総会時に開催）
- 5 ブロック研修会に対する支援と協力
- 6 災害時の対応
- (1) 災害時の対応
- (2) 福祉活動救援基金の運用
- (3) 災害時の対応の検討
- 7 情報誌・関係資料の発行
 - (1) ヘルパーネットワークの発行
 - (2) 協議員通信の発行
 - (3) ホームページの運用
 - (4) ヘルパー協情報（平成21年度版）の発行
- 8 全国ホームヘルパー協議会の運営
 - (1) 協議員総会の開催（年1回）
 - (2) 常任協議員会の開催（年4回）

全国ホームヘルパー協議会 役員

役職	道府県	氏名	所属事業所
会長	愛媛県	中尾辰代	宇和島市社会福祉協議会
副会長	北海道	力徳キヨ子	シムスヘルパーステーションはばたき
	石川県	鍋谷晴子	金沢春日ケアセンター ヘルパーステーション
	福岡県	高橋三千代	志摩町社会福祉協議会
常任協議員	北海道・東北	山形県 小池千恵子	天童市社会福祉協議会
	関東	静岡県 黒崎恵美子	浜松市シルバー人材センター訪問介護事業所
	東海・北陸	愛知県 神谷洋美	豊田市社会福祉協議会 旭支部 ぬくもりの里ヘルパーステーション
	近畿	滋賀県 山本しげ子	大津市社会福祉事業団
	中国	山口県 中川敏子	山口市社会福祉協議会 あいお訪問介護事業所
	四国	香川県 中島佐智子	宇多津町社会福祉協議会
	九州	大分県 古野善子	大分市社会福祉協議会在宅福祉サービス課 さざんかヘルパーステーション駅南事業所
監事	富山県	中山信子	北陸メディカルサービス八尾営業所
	鹿児島県	若松喜美代	厚生会 瞳園訪問介護事業所

全国ヘルパー協の動き

- (3) 人員計画の立案

労働集約型の福祉サービスにおいて事業継続の要は職員体制を確保することです。職員本人が発症しなくとも、家族の発症や、保育所等の休業による就業困難等、職員確保に困難となる要素は多く存在しています。
- (4) 取引先や利用者等との契約関係の確認

サービスの継続実施にあたり、調達困難

今回の新型インフルエンザの発生に際しては、ホームヘルパーによる高齢者をはじめとするサービス利用者宅を訪問した際に行つた継続的な啓発・働きかけ（手洗いやうがいの励行など）が、その予防に有益であったという評価も関係者からは聞かれているところです。今後、秋冬の流行期においては、特別養護老人ホーム等の施設系サービスを実施していない訪問介護事業所では、とくに職員体制確保の面から多くの困難が生じることも想定されます。日頃から所轄庁をはじめとする行政諸機関はもとより、近隣のサービス事業者との情報交換や連携も大切です。

貴事業所においても、流行期の到来に向けて取り組みの再点検をお願いします。

週間にわたり欠勤するケースを想定し、継続する重要業務を絞り込んでおく必要があるとされています。とくに、感染拡大の初期段階では、同じ職場で感染者が発見された場合、濃厚接触者に該当する職員が自宅待機となる場合も考えられます。

ホームヘルプに関して言えば、限られた人員のなか、あるいは通所・短期入所系サービスの臨時休業によって必要となる代替サービスの提供という需要の増大に対して、どのようなサービスを優先して実施していくのか、業務の重要性を整理しておくことが求められます。

人員のなか、あるいは通所・短期入所系サービスの臨時休業によって必要となる代替サービスの提供といふ需要の増大に対しても、どのようなサービスを優先して実施していくのか、業務の重要性を整理しておくことが求められます。

となる原材料等があれば備蓄を増やす等の措置を行うとともに、代替の手段（他の業者との連携確保など）を講じておくことも必要です。また、新型インフルエンザの発生によって、事業を縮小することが利用者等との契約において、法律上の問題が発生しないかどうかをあらかじめ確認しておきます。

おわりに

（注）本誌発行日の直前となる8月19日、厚生労働大臣は新型インフルエンザの感染者が全国的に急増している情勢を受け、本格的な流行が始まったとの見解を表明しました。

訪問介護サービスQ&A

Q1 緊急時訪問介護加算とは、何ですか？どのような場合に算定されますか？

A1

以下のすべての条件を満たした訪問介護を提供した場合に、所要時間に応じた給付費に加えて、1回につき100単位を算定します。

- ①居宅サービス計画に位置付けられていないサービスを行った場合を含む)
- ②身体介護中心（引き続き、生活援助中心のサービスを行った場合を含む）
- ③利用者（またはその家族等）から要請の連絡を受けてから24時間以内にサービスを提供

④サービス提供責任者が、事前に介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と判断した場合（やむを得ない事情がある場合は、事後でも可能）

例えば、居宅サービス計画に基づいてヘルパ

ーが訪問した時に、利用者の状態が急変したなどにより予定していなかつた対応を要請され、身体介護を行う場合には、①の条件を満たさないこととなるため、この加算の対象とはなりません。（なお、この場合、居宅サービス計画の変更により対応することは可能です。）

（参考）

平成21年3月23日 介護保険最新情報 Vol.69 「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)」(問32)

Q2 緊急時訪問介護加算の算定期間における訪問介護の所要時間は、どのように決めるのですか？

A2

利用者（またはその家族等）からの要請の内

同行した訪問介護の提供時間帯を通じて滞在する必要はなく、利用者の状況を確認したうえで、現場を離れてよい。

本加算の対象となる「新規」とは、「過去二月に、当該事業所から訪問介護の提供を受けていない場合」のことをいいます。

（参考）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日 老企36号）

第二 2 (17)

平成21年3月23日 介護保険最新情報 Vol.69 「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)」(問33)

30分未満の単位の算定は可能ですが、通常の訪問介護費の算定時と同様に、訪問介護の内容が30分未満の単位数を算定することができます。また、所要時間が20分未満であっても身体介護専門員が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断（事後の判断を含む）。した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた「標準的な時間」とすることも可能です。

Q3 初回加算とは、何ですか？どのような場合に算定されますか？

A3

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、以下のいずれかの対応を行った場合に算定されます。

①新規計画作成後、初回の訪問介護を行った月において、サービス提供責任者が訪問介護を行った場合。

②新規計画作成後、初回の訪問介護を行った月において、サービス提供責任者以外のヘルパーが訪問介護を行った際に、サービス提供責任者が同行した場合。

Q4 緊急時訪問介護加算・初回加算の算定について、利用者へはどのように説明すれば良いですか？

A4

また、一体的に運営している指定介護予防訪問介護事業所の利用実績は問わないため、上記の例であれば、2月～4月の間に、同事業所の介護予防訪問介護を利用していたとしても、算定されます。（介護予防訪問介護費の算定時においても同様です。）

（参考）

平成21年3月23日 介護保険最新情報 Vol.69 「平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1)」(問34)

研修会のご案内

全国ホームヘルパー協議会 スキルアップ講座

本研修会は、利用者の自立支援をめざすホームヘルプサービスの考え方と具体的な展開手順等を学ぶことにより、個々のホームヘルパーのスキルアップに資することを目的として開催するものです。

○日 程： 平成21年10月30日（金）～31日（土）

○会 場： 秋田温泉さとみ（秋田県秋田市）

○対 象： (1) ホームヘルパー（全国ホームヘルパー協議会会員・非会員）

(2) 道府県ホームヘルパー協議会事務局担当者 等

○内 容： 講義・演習「自立支援をめざすホームヘルプサービスの展開」

講師：渡辺裕美氏（東洋大学ライフデザイン学部教授）

ほか

○参加費： 全国ホームヘルパー協議会会員 5,000円

その他 10,000円

介護のプロへの応援誌



●毎月20日発行 ●B5版・80頁 ●定価1,020円
(本体971円) ●送料300円

※定期購読もしくは10冊以上のご購入で送料無料

実践に即した事例が満載！ 介護職員基礎研修テキスト現場に役立つ情報をお届けします。

『ふれあいケア』は、介護職員基礎研修テキストに携わるプロフェッショナルへの応援誌です。毎号の特集では、今後の高齢者ケア改革の流れに即した実践課題など、最新のテーマを取り上げます。また、施設福祉と在宅福祉のサービス情報や、先駆的な事例紹介など、毎日の介護実践に役立つ内容満載です！

『ふれあいケア』では、全国ホームヘルパー協議会の協力をえて、2008年5月号より「ふれあい訪問介護センター物語」を連載しています。

「ふれあいケア訪問介護センター物語」は、ホームヘルパーがサービス提供責任者やケアマネジャーなどと相談しながら、利用者の生活をどう支えていくかを紹介しています。是非、ご一読ください。

（企画委員）鍋谷 晴子（石川県・金沢春日ケアセンターヘルパーステーション管理者）
山岸美恵子（群馬県・前橋市社会福祉協議会ヘルパーステーション主任）
若松喜美代（鹿児島県・睦園訪問介護事業所課長）
川崎 順子（九州保健福祉大学講師）

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

《注文用》FAX.03-3581-4666
E-mail : zenshakyo-s@shakyo.or.jp

全社協

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 出版部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL:03-3581-9511

福祉関係図書の検索・注文ができるホームページ [福祉の本出版目録](http://www.fukushinohon.gr.jp) ► <http://www.fukushinohon.gr.jp>

HELPER NETWORK
ヘルパーネットワーク 2009 No.62

発行日／平成21年8月31日
発行人／中尾辰代
編集人／渋谷篤男
発行所／社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国ホームヘルパー協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-4655 FAX.03-3581-7858

編集後記

本誌の校了直前、新型インフルエンザの本格流行突入という厚生労働大臣の会見が行われました。今号で春の流行時の対応を中心にお紹介しましたが、秋を待たずしてより積極的な予防策が必要な状況になっています。自らの対策はもちろん、周囲に声をかけあって日頃からの感染予防の取り組みを徹底し、影響を最少限に抑えて乗り切りたいものです。